

議員提出議案第1号

芦屋市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出します。

平成27年6月19日

芦屋市議会議長 様

提出者 芦屋市議会議員 中島 健一

〃 田原 俊彦

〃 森 しずか

〃 寺前 尊文

提案理由

総務常任委員会の委員定数を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会委員会条例の一部を改正する条例

芦屋市議会委員会条例（平成16年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年6月19日から施行する。